

令和4年6月6日

農林水産省

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第5条及び第21条の規定による措置命令並びに第22条の規定による登録の取消し並びに公表の指針

1 法第5条の規定による措置命令の指針

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第5条の規定による措置命令については、法第3条第2項又は法第4条第2項に違反している場合（次のいずれかに該当する場合に限る。）に行う。

- ① 違反が故意又は重大な過失によるものであるとき。
- ② 違反が一時的なものでなく、常習的なものであるとき。
- ③ 違反による社会的影響が大きいとき。
- ④ 農林水産省が指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認されたとき。
- ⑤ 違反者が登録生産者団体の構成員たる生産業者である場合にあっては、登録生産者団体が改善指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認されたとき。

2 法第21条の規定による措置命令の指針

法第21条の規定による措置命令については、次のいずれかに該当する場合に限り、行う。

- ① 法第21条第1号に掲げる場合であって、次のいずれかに該当するとき。
  - ア その構成員たる生産業者が法第5条の規定による措置命令に違反した場合において、当該生産業者に対する必要な措置が講じられていないとき。
  - イ 農林水産省が指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認されたとき。
- ② 法第21条第2号又は第3号に掲げる場合であって、次のいずれかに該当するとき。
  - ア 違反が役員（法人でない生産者団体の代表者又は管理人を含む。以下同じ。）の故意又は重大な過失によるものであるとき。
  - イ 違反が一時的なものでなく、常習的なものであるとき。
  - ウ 違反による社会的影響が大きいとき。
  - エ 農林水産省が指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認されたとき。

3 法第22条の規定による登録の取消し

法第22条第1項各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定により登録の全部

又は一部を取り消し、同条第3項の規定により登録簿に係る登録の全部又は一部を消除する。

#### 4 公表の指針

- ① 法第3条第2項又は第4条第2項に違反する事案が生じた場合には、当該事案の概要及び当該違反に係る真正な登録産品に関する情報を公表する。
- ② ①に定めるもののほか、法第5条の規定による措置命令を行ったときは、当該命令の内容並びに当該違反が1の①又は②に該当するものである場合にあっては当該命令に係る者の氏名又は名称及び住所を併せて公表する。
- ③ 法第22条第3項の規定により登録簿に係る登録の全部又は一部を消除した場合には、その旨公表するものとする。